

2012 年度

国際看護師協会東京大会記念奨学金

募集要項

公益社団法人 日本看護協会

日本看護協会は、わが国の看護を発展させ、国民への看護サービスを更に向上させる目的をもって看護の理論的、実践的教育研修を受ける看護職員に対し奨学金(学費及び生計費)を貸与します。

1. 応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 保助看法による保健師・助産師又は看護師の免許を有すること
- (2) 学校教育法第 97 号に規定する大学院における保健看護に関する課程に在学すること(入学許可も含む)
または
公益社団法人日本看護協会会長が、 に掲げるものと同程度の教育機能を有すると認めた教育課程に在学すること(入学許可も含む)
- (3) 他の奨学金を利用していないこと
日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること

2. 奨学金の貸与期間及び金額

【期 間】修士課程は 1 年間、博士課程は 1 年または 2 年間

1 年は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

【金 額】総額 180 万円以内を無利子で一括貸与します。

3. 奨学生採用数

2012 年度は約 30 名、募集します。

4. 応募方法

下記書類一式を揃え、必ず郵送にて奨学金事務局(国際看護師協会東京大会記念奨学金担当)に直接申込みください。

- (1) 様式 S-1-A 奨学金願書・履歴書(写真貼付・撮影 3 ヶ月以内)
- (2) 様式 S-2 推薦書

推薦者は大学での教官又は勤務していた施設の上司

推薦書は推薦者記入後、封印(厳守)したものを願書等と一緒に提出する

(3) 在学証明書

願書提出時は、入学許可証の写しでも可。その場合は入学後直ちに在学証明書を提出のこと

(4) 看護に関する所有免許書の写し

保健師・助産師・看護師免許証のいずれか

5. 応募書類受付期間

2012年4月2日(月)～4月27日(金) 必着

6. 連帯保証人の要件及び責任

連帯保証人は2名とし、次のすべての要件を備える者とし、奨学生本人が奨学金を返還できない場合は、本人に代わって連帯保証人が返還の責任を負います。

- (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- (3) 国内に住所を有すること
- (4) 奨学生との連絡が確保されること

7. 奨学金の貸与決定

申込期日までに到着した願書により決定します。
結果は決定通知書により5月下旬に連絡します。

8. 貸与決定後の提出書類

奨学金貸与が決定した場合は、下記書類一式を揃え、必ず郵送にて奨学金事務局(国際看護師協会東京大会記念奨学金担当)に直接提出してください。

- (1) 様式 S-3 奨学金振込指定口座届
- (2) 様式 S-4-A 誓約書
- (3) 様式 S-5-A 奨学金借用証書

貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書に連帯保証人と連署してください。

(4) 印鑑登録証明書

誓約書ならびに奨学金借用証書に捺印した実印の印鑑登録証明書を提出してください。奨学生と連帯保証人分ともに必要です。

海外在住の方で印鑑登録が困難な方は奨学金事務局にご相談ください。

(5) 外国人登録原票記載事項証明書

日本国籍がない場合、在留資格の記載されている証明書を提出してください。

【書類提出期限】2012年6月20日(水)必着

9. 奨学金の交付

上記「8. 貸与決定後の提出書類」に記載されている書類すべての提出のあった奨学生に対し、貸与決定額を2012年7月末日までに、奨学生本人名義の銀行口座に振込みします。ただし、提出書類に不備のある場合は奨学金を交付することはできません。

10. 受領書の提出

奨学金の交付後、直ちに下記書類を郵送にて奨学金事務局(国際看護師協会東京大会記念奨学金担当)に直接提出してください。

(1) 様式 S-6 受領書

【書類提出期限】2012年8月10日(金)必着

11. 奨学金の辞退及び貸与中の手続き

奨学生は、奨学金辞退届の提出により奨学金貸与の辞退を申し出ることができます。

また、貸与中に奨学生又は連帯保証人に氏名・住所等の変更があった場合や連帯保証人が交替した場合は、変更届を提出してください。

なお、奨学金規程第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき、修学を長期にわたって中断や再開したとき、専攻分野を変更したとき、停学その他の処分を受けたときも変更届を提出してください。

奨学金規程第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき、又は心身の障害によ

り修学の継続ができないとき、休学期間が1カ年を超えると、その他奨学生として適当でない行為等があったと本会が認めたときには、奨学生の身分を喪失します。

12. 奨学金の返還

貸与された奨学金は、貸与期間の終了した翌月から起算して6ヶ月後から一括又は割賦により全額を返還します。

【返還期間】

貸与総額	・ 修士課程 ・ 博士課程 (貸与期間1年間)	・ 博士課程 (貸与期間2年間)
120万円超	4年以内	8年以内
120万円以内	2年以内	4年以内

返還方法は、奨学金返還計画書及び預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に基づき、奨学生本人名義の銀行口座からの自動引落としになります。

【延滞金】奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することがあります。

【繰上返還】繰上返還をすることができます。

13. よくあるご質問

(1) 他の奨学金制度の申請をしていますが、応募できますか。

新規に同時期に貸与される奨学金制度の申請をしている場合、本会の奨学金貸与を希望される方は、他機関の貸与を辞退していただくことになります。既に返還を開始している奨学金がある場合は、願書の奨学金借入金の金額の欄に記入し、提出してください。

(2) 修士課程修了後、博士課程に進学することになりました。学生の為、返還ができませんがどうしたらよいですか。

「猶予願」の手続きをしていただくことができます。

(3) 大学院修士課程で貴法人の奨学金を借りました。博士課程に進学が決まりましたので再度借りることはできますか。

修士課程で貸与した奨学金を全額返還された場合には、博士課程でも再度応募することができます。

**公益社団法人日本看護協会
国際看護師協会東京大会記念
奨学金規程**

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)が貸与する国際看護師協会東京大会記念奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものをいい、貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、日本国民であって保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師、助産師、又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院(以下「大学院」という。)における保健看護に関する課程に在学する者
- (2)会長が第1号に掲げるものと同程度の教育機能を有するものと認めた教育課程に在学する者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、1年間、又は2年間とする。
2 奨学金の貸与額は、年額180万円以内の額を限度とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学生希望者は、連帯保証人と連署した願書に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は2名とし、次の各号の要件を備える者とする。
 - (1)一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
 - (2)他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
 - (3)国内に住所を有すること
 - (4)奨学生との連絡が確保されること

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の決定は、申込期日までに到着した願書により会長が行い、その結果を公表し、奨学生希望者及び連帯保証人に通知する。

- 2 採用された奨学生は、連帯保証人と連署をもって契約書に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 選考基準その他奨学生の決定に必要な事項は、別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、一括で交付する。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を会長に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は、受講修了後に就職した場合、会長の求めに応じて、在職を証明する書類を会長に提出しなければならない。

(転学等による奨学金の取扱)

第11条 奨学生が、転学、又は退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

- 2 奨学生が、転学した場合であって、転学の理由を説明する書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金交付継続願を会長に提出したときは、前項の規定にかかわらず、会長は奨学金の交付を継続することができる。
- 3 会長は、奨学金交付継続願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 奨学生、又は奨学生であった者(奨学金返還未済の者に限る。以下同じ。)は、次の各号の一に該当するときは、直ちに会長に届け出なければならない。この場合、第5号の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と、第6号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。

- (1)第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (2)修学を長期にわたって中断し、又は再開したとき
- (3)専攻分野を変更したとき
- (4)停学その他の処分を受けたとき
- (5)奨学生又は連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業その他の重要な事項に変更があったとき
- (6)連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第13条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、相続人、又は連帯保証人は死亡診断書を添えて死亡届を直ちに会長に届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の交付を辞退することができる。

(貸与の休止及び廃止)

第15条 奨学生が修学を長期にわたり中断するときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生が、次の各号に一に該当するときは奨学金の貸与を廃止する。

- (1)死亡したとき
- (2)心身の障害により、修学の継続ができないとき
- (3)奨学金の交付を辞退したとき
- (4)第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (5)休止期間が1か年を超えるとき
- (6)その他奨学生として適当でないと会長が認めたとき

(貸与の復活)

第16条 会長は、前条第1項により奨学金の貸与を休止された者について、その事由が解消したと認めたときは、休止された者の願書により貸与を復活することができる。

(奨学金借用証書の提出)

第17条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ期日までに会長に提出しなければならない。

(利息)

第18条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第19条 奨学生は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か

月を経過した後一括、又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 貸与月額10万円を超える者 貸与期間に4を乗じた期間(月数)ただし、最高8年以内とする。
- (2) 貸与月額10万円以内の者 貸与期間に2を乗じた期間(月数)

2 奨学生であった者は、次の各号に掲げる必要書類を期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還計画書
- (2) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生であった者の都合により、繰り上げて行うことができる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は奨学生であった者が次の各号の一に該当すると認めるときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。

- (1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
- (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
- (3) 正当な事由なくして著しく返還を怠ったとき
- (4) その他奨学生として適当でない行為があったとき

(奨学金の返還猶予)

第20条 会長は、奨学生であった者が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学生であった者の願出により奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、又は障害疾病により返還することが困難になったとき
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

2 猶予期間は1年以内とし、さらに事由が継続すると会長が認めるときは、5年を超えない範囲で期間を延長することができる。

(返還猶予の願出)

第21条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予願を会長に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第22条 会長は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

第23条 会長は、奨学生、又は奨学生であった者が死亡したときその他次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学生若しくは奨

学生であった者又は相続人の願出により奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 不具廃疾のため精神又は身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (2) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第24条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生、若しくは奨学生であった者又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願を会長に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第25条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと会長が認めるときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第26条 会長は、奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

(延滞金)

第27条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

第5章 雑則

(実施細則)

第28条 この規程の実施について必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第29条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成23年11月17日から施行する。
- 2 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金が定めた奨学金貸与規程の規定により現に奨学金の交付を受けている者は、第19条第3項の規定にかかわらず、口座からの自動引落としによらずに奨学金を返還することができる。

募集要項・願書等の提出書類は、日本看護協会公式ホームページ
(<http://www.nurse.or.jp/>) よりダウンロードできます。

【応募先・お問合せ先】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

公益社団法人日本看護協会

奨学金事務局(国際看護師協会東京大会記念奨学金担当)

電話番号 03-6704-8802 / ファックス番号 03-5778-5601

E-mail: scholarship@nurse.or.jp

【応募書類受付期間】

2012年4月2日(月)～4月27日(金) 必着

個人情報保護について

(社)日本看護協会が奨学金事業に関して取得する個人情報は、本会の奨学金事業に関する業務に限定して使用します。また、本会は奨学生個人情報の厳重管理及び保護に万全を期します。